

目 次

議会日誌	1
行政視察報告	5
総務企画委員会	
議長会の動き	1 2
東京都市議会議長会	
西多摩地区議長会	
各種協議会等の動き	1 4
関東地区競艇主催地議会協議会	
全国競艇主催地議会協議会	
三多摩上下水及び道路建設促進協議会	
東京都道路整備事業推進大会	
青梅市議会新着図書目録	2 1
要綱・要領等の制定、改廃の状況	2 3
制定された要綱・要領	2 5
青梅市雑がみ収集啓発袋広告掲載取扱基準	以下 1 0 件

議 会 日 誌

< 8 月 >

- | | | |
|-------------------|---------|--|
| 1 日 (水) | 午前10:00 | 一般・特別会計決算および基金運用状況等審査 [第3委員会
室—久保監査委員] |
| 2 日 (木) | 午後 1:10 | 一般・特別会計決算および基金運用状況等審査 [各現地調査
—久保監査委員] |
| | 午後 1:30 | 総務企画委員会 |
| | 午後 2:00 | 三多摩上下水及び道路建設促進協議会第1委員会 [東京自治
会館—阿部議員、主査] |
| 4 日 (土) | 午後 6:45 | 青梅市納涼花火大会 |
| 5 日 (日) | 午前 8:00 | 多摩川1万人の清掃大会 |
| 6 日 (月) | 午後 1:30 | 東京都市議会報研究会 [立川市役所—調査係長] |
| 6 日 (月) ~ 7 日 (火) | | 全国競艇主催地議会協議会新旧正副会長会議・正副会長会議
[名鉄グランドホテル、ボートレースチケットショップ栄—
小山議長、局長] |
| 10 日 (金) | 午後 3:00 | 東京都市議会議長会定例総会 [東京自治会館—小山議長、局
長] |
| 14 日 (火) | 午前10:00 | 関東地区競艇主催地議会協議会正副会長議会事務局長会議
[第3委員会室—局長] |
| | 午前11:00 | 関東地区競艇主催地議会協議会事務局長会議 [第3委員会室
—局長] |
| 20 日 (月) | 午前10:00 | 青梅・日の出間都道整備促進協議会理事会・定期総会 [議会
大会議室—小山議長、鴨居、島崎議員] |
| 21 日 (火) | 午前 9:00 | 決算審査講評 [庁議室—久保監査委員] |
| 24 日 (金) | 午後 1:00 | 杉並区交流自治体議会議員研修会 [杉並清掃工場見学など—
小山議長、野島副議長、局長] |
| 25 日 (土) | 午後 1:30 | 東京高円寺阿波おどり交流自治体代表団懇親会 [杉並会館—
小山議長、局長] |
| 26 日 (日) | 午前 8:00 | 青梅市総合防災訓練 |
| 28 日 (火) | 午後 3:00 | 議会運営委員会 |
| 29 日 (水) | 午後 1:30 | 例月出納検査 [市役所会議室—久保監査委員] |
| 31 日 (金) | 午後 7:00 | ポッパルト友好使節団帰国報告 [青梅市役所—野島副議長] |

< 9 月 >

3 日 (月)	午前10:00	定例記者会見 [市役所会議室—小山議長、野島副議長、局長]
	午後 2:00	地方公会計研修会 [議会大会議室—全議員]
6 日 (木)	午前 9:15	議会運営委員会
	午前10:00	平成30年市議会定例会 9 月定例議会 本会議 [議案審議、一般質問]
7 日 (金)	午前10:00	本会議 [一般質問]
10 日 (月)	午前10:00	本会議 [一般質問]
13 日 (木)	午前10:00	環境建設委員会
	午前10:00	福祉文教委員会
14 日 (金)	午前10:00	福祉文教委員会
18 日 (火)	午前 9:00	決算審査および講評 [監査事務局—久保監査委員]
	午前10:00	総務企画委員会
19 日 (水)	午前10:00	予算決算委員会
	午前11:24	全員協議会[<市長提出事項>… 1. 市民と市長との懇談会の開催について、 2. 吉川英治記念館の寄付にかかる協議状況について、 3. 青梅市公共施設等総合管理計画の進捗状況について、 4. 平成30年 7 月豪雨にかかる被災地支援について、 5. 地域防災計画の修正について、 6. 青梅市みどり水の水のふれあい事業推進協会の今後について、 7. 青梅市子育てモバイル運用開始について、 8. 強化対策地区における平成30年度ウメ輪紋ウイルス感染状況調査結果について、 9. 第80回奥多摩溪谷駅伝競走大会の開催について、 10. 青梅市立総合病院を当事者とした訴訟事件の概況について]
20 日 (木)	午前 9:15	議会運営委員会
	午前10:00	本会議 [議案取り下げ、議案審議]
	午前10:45	総合病院建替特別委員会
	午前12:59	環境建設委員会
21 日 (金)	午前10:00	予算決算委員会
25 日 (火)	午前10:00	予算決算委員会
26 日 (水)	午前10:00	予算決算委員会
27 日 (木)	午前10:00	予算決算委員会
28 日 (金)	午後 1:30	例月出納検査 [市役所会議室—久保監査委員]

- 午後 3:00 福祉文教委員会 [現地視察 (第一中学校)]
- 29日 (土) 午前 9:15 第55回青梅市敬老会
- < 10月 >
- 1日 (月) 午前 9:30 第2回青梅市都市計画審議会 [議会大会議室—みねざき、藤野、ひだ、片谷、湖城、島崎、天沼議員]
- 午後 3:00 全国競艇主催地議会協議会正副会長会議・監査会・正副会長・顧問議会事務局長会議 [名古屋東急ホテル—小山議長、局長]
- 午後 3:00 青梅、羽村地区工業用水道企業団工業用水道会計決算審査 [羽村市水道事務所—榎澤議員]
- 2日 (火) 午後 2:30 小学生ごみ減量化・資源リサイクル推進ポスター&キャッチフレーズコンクール審査会 [市役所会議室—榎澤環境建設委員長]
- 午後 7:00 ボッパルト青少年友好使節団派遣報告会
- 3日 (水) 午前 9:15 議会運営委員会
- 午前10:00 本会議 [委員会議案審査報告、委員会陳情審査報告、議案審議、青梅市教育委員会教育長の任命について、委員会提出議案審議]
- 4日 (木) 午前11:00 関東地区競艇主催地議会協議会監査会 [ボートレース多摩川—小山議長、局長、次長、庶務係長、主査]
- 午前11:30 関東地区競艇主催地議会協議会役員会 [ボートレース多摩川—小山議長、局長、次長、庶務係長、主査]
- 7日 (日) 午前10:00 小金井市市制施行60周年記念式典 [小金井宮地楽器ホール—小山議長、局長]
- 8日 (月) 午前 9:00 青梅市スポーツ振興基金条例にもとづく表彰式 [総合体育館—小山議長]
- 9日 (火) 午後 4:30 東京都砂防促進大会 [京王プラザホテル—小山議長、局長]
- 11日 (木) 午後 1:30 指定管理者監査説明聴取 (質疑) [市議会会議室—久保監査委員]
- 11日 (木) ~12日 (金) 全国都市問題会議 [新潟県長岡市—野島副議長、阿部、山田、片谷、大勢待、工藤、榎澤、島崎、天沼、山崎、山本議員]
- 15日 (月) ~16日 (火) 総務企画委員会行政視察 [ボートピア大郷、ボートレース平和島 (大郷町、大田区)]

- 17日（水） 午後 1:30 東京都市議会議会運営研究会 [横須賀市議会一梶主任]
- 18日（木） 午前10:00 静岡県富士市環境経済委員会視察 [青梅駅周辺一中心市街地
活性化の取り組み及びまちづくり会社の設立について]
- 19日（金） 午後 2:00 東京都市議会議長会局長連絡会議 [武蔵村山市役所一局長]
午後 2:00 青梅市戦没者追悼式
- 23日（火） 午後 1:00 東京都道路整備事業推進大会 [砂防会館別館一小山議長、野
島副議長、榎澤環境建設委員長、迫田環境建設副委員長、
局長]
- 25日（木）～26日（金） 関東地区競艇主催地議会協議会臨時総会・研修視察 [ホテル
ザ・マンハッタン（千葉）、ボートピア習志野一小山議長、
野島副議長、鴨居総務企画委員長、局長]
- 29日（月） 午後 1:30 指定管理者監査講評 [市役所会議室一久保監査委員]
午後 1:45 西多摩地区議長会議員研修会 [ひのでグリーンプラザ一小山
議長、野島副議長、阿部、迫田、山田、みねざき、藤野、
ひだ、片谷、大勢待、工藤、榎澤、湖城、島崎、鴨居、山
崎、山内、鴻井議員、局長、次長、青柳主任]
午後 2:00 例月出納検査[市役所会議室一久保監査委員]
午後 3:45 西多摩地区議長会事務局長連絡会議 [ひのでグリーンプラザ
一局長]
午後 4:15 西多摩地区議長会定例会議 [ひのでグリーンプラザ一小山議
長、局長]
- 30日（火） 午後 1:00 東京たま広域資源循環組合議会第1ブロック会議 [東京自治
会館一久保議員]
午後 1:15 東京たま広域資源循環組合議会ブロック代表者会議 [東京自
治会館一久保議員]
午後 1:30 東京たま広域資源循環組合議会定例会 [東京自治会館一久保
議員]
- 31日（水） 午後 2:30 十一市組合議会 [京王閣競輪場一結城議員、野島議員]

行政視察報告

総務企画委員会

本委員会では、所管事務調査事項である収益事業の今後の展開と売上向上について調査を進めるに当たり、本市の場外発売所で運営を民間業者へ包括委託している、ボートレースチケットショップ大郷と平成29年度本場の売上が全国24場中第2位のボートレース平和島の売上向上策やファン獲得の取り組み等を視察することとした。

視察地 ボートレースチケットショップ大郷（宮城県黒川郡大郷町中村屋敷前80）
ボートレース平和島（東京都大田区平和島1-1-1）

視察期日 平成30年10月15日（月）～16日（火）

視察事項 収益事業の売上向上について

参加者 （委員長）鴨居 孝泰（副委員長）山内公美子
（委員）山田 敏夫、藤野ひろえ、工藤 浩司、
小山 進、野島 資雄、下田 盛俊
（随行者…遠藤庶務係長）

【ボートレースチケットショップ大郷】

1 概要

開設日	平成11年3月14日	
施設規模	敷地面積	98,547.78㎡
	延床面積	7,516.62㎡（鉄骨造3階建）
	収容人員	4,640人

2 売上向上策について

- (1) 平成23年4月1日より株式会社ビー・ピー施設が業務委託を受け2場併売で運営を開始した。（それ以前は2場併売で一般財団法人日本モーターボート競走会主体の運営）
- (2) 平成24年度以降ナイター発売を含め発売日数を360日以内に拡大した。
- (3) 平成25年7月4日から3場併売を開始した。
※冬期のナイター発売については、暖房や除雪に係る経費の費用対効果を考慮し、重賞レースのみの発売とした。
- (4) 平成28年11月21日から4場併売を開始した。
※ナイター発売を通年開催にした。

(5) 平成29年7月12日から5場併売を開始した。

※発売場を多くすることでお客様の選択肢が広がり、また、ナイター発売を
通年開催することで夜間来場可能なお客様も増加傾向にある。

3 施設改善について

実施時期	内 容	金 額
平成23年12月	建屋補修（屋根雨漏り）	995万円
平成27年9月	照明設備改修（LEDに交換）	1,265万円
平成27年11月	3階間仕切り新設（冷暖房効率化）	2,430万円
平成28年1月	正面入口改修（自動ドア化・風除室改修）	432万円
平成28年7月	レストラン改修等（床張替等）	200万円
平成28年7月	特別指定席設置	3,326万円
平成28年11月	映像設備改修（場内、特別席、大型映像）	6,804万円
平成28年11月	4場併売発売対応	2,612万円
平成29年7月	5場併売発売対応	71万円
平成29年7月	駐車場ほか区画線改修	280万円
平成29年12月	有料席遮光改修（ブラインド工事）	46万円
平成30年3月	建屋補修（外壁補修・塗装）	810万円
平成31年1月	無停電電源装置更新予定	1,500万円

4 主なファンサービスやイベント等について

(1) 東日本大震災後から中止していたボートレース多摩川観戦ツアーを平成29年度から再開した。大変好評を得て今年度も9月に実施した。

(2) 平成23年度より震災復興支援の一環として、被災地で製造している「笹かまぼこ等」を毎月1回（約10万円分）お客様にプレゼントしている。

(3) 平成26年度より仙台市本拠地の楽天イーグルスの年間予約チケット（65試合）のプレゼントを実施している。

(4) 平成28年11月に増設した特別指定席の利用者に対して会員制度を設け、ポイントカードを活用して来場促進の充実を図っている。

(5) 高額払戻し（60万円以上）のお客様に指定席の無料券のプレゼントを実施している。

(6) 固定ファン確保の取り組みとして、地元野菜等の産直市（大郷物産市）を毎週日曜日および祝日に開催している。

(7) 専門紙記者等によるボート教室を定期的実施し、固定ファンおよび新規ファンの獲得に努めている。

5 震災前と現在の売上状況等について

東日本大震災前の平成21年度の売上は33億4,200万円（304日開催）で震災後の平成23年度の売上は29億7,600万円（震災の影響で6月2日より再開し302日開催）であった。売上減少については震災の影響というよりレジャーの多様化やインターネット等を利用した広域発売の拡大に伴う影響が大きいと思われる。入場者数は大幅に減少しているが、1人当たりの購買額が増加していることから、多少ではあるが震災復興に携わる作業員の方が来場いただいていたものと思われる。

震災から7年を経過し、発売日数の増加や発売場数を増やすことにより、売上も徐々に伸びているが、年々ファンの高齢化が進み60歳から70歳代の男性のお客様が来場者の半数以上を占めている状況である。

6 売上等実績

年度	売上額	開催日数	1日平均売上	利用者数
11	8,973,114,700円	225日	39,880,510円	317,990人
12	8,400,838,500円	234日	35,901,019円	319,882人

）

21	3,341,974,900円	304日	10,993,338円	181,705人
22	2,974,195,700円	308日	9,656,480円	173,525人
23	2,976,469,700円	302日	9,855,860円	140,946人
24	3,323,394,100円	360日	9,231,650円	160,372人
25	3,471,768,400円	360日	9,643,801円	154,255人
26	3,312,467,000円	360日	9,201,297円	157,542人
27	3,169,166,900円	360日	8,803,241円	152,580人
28	3,235,224,700円	351日	9,217,164円	154,936人
29	3,468,489,400円	360日	9,634,693円	171,903人



説明を受ける総務企画委員会の委員



正面玄関にて

【ボートレース平和島】

1 概要

ボートレース平和島は東京都大田区に位置し、昭和29年6月5日に東京都主催で初開催されたが、翌年、東京都主催による開催が中止となり、昭和30年9月20日から府中市による開催となった。

平成29年度の売上額は515億1,586万6,500円であり、全国24場中第8位となっている。特に本場（外向発売所を含む）の売上は全国第2位となっており、他場に比較して本場の来場者数が多いのが特徴であり、SG競走やプレミアムGI競走が多く開催されている人気の競走場である。

開催日 (平成29年度)	186日
施行者	府中市
施設会社	京急開発株式会社
収容人数	19,197人(椅子席2,110席、立見席16,427席、指定席626席)

2 売上向上策の推進について

他場と比較して本場の売上は高い位置にあるが、それでも売上全体の構成比は19.4%に留まり、電話投票と協力場外の売上が大半を占めている状況となっている。

業界全体の課題でもあるが、実際にレースが行われている本場こそが、ボートレースの土台であり、本場の活性化に向けた取り組みを重要課題と捉え、様々な取り組みを進めている。

また、SG競走やプレミアムGI競走の積極的な誘致と一般戦での魅力ある企画レースを展開していく中で、他地区での新聞掲載の充実や情報提供の充実として、コンビニで出走表が無料でプリントアウトできるサービスを平成30年度より開始している。

(主な取り組み内容)

- (1) 近年のスマートフォン等の普及によりSNSを活用して、本場で開催するイベントやファンサービスなどの情報を広く提供している。
- (2) LINE@を用いた専用アカウントによる情報発信では、場内の飲食店などで使用できる割引クーポンやオリジナルグッズが当たる抽選サービスなども行っている。
- (3) 主要レースには子供向けのアトラクションやキャラクターショーをはじめ、歌手のライブやスポーツ選手のトークショーなどのファミリー層や幅広い年代・女性を意識した催しを行っている。

(4) 在日中国人観戦ツアーの実施や旅行代理店とタイアップした観戦ツアーなども実施している。

3 損益分岐点の改善について

収益面では近年の電話投票による売上額拡大が大きな要因となっている。また、支出となる経費面では、開催経費やリース料などの固定経費の削減を地道に行っているが、弾力的に抑える経費としては広告宣伝費や販売促進にかかるファンサービスの支出を大きく増やすことなく、売上の拡大につなげていくことが重要であると考えている。

4 施設設備の改善について

実施時期	内 容
平成26年 3 月	本場映像デジタル化改修（アナログ方式からHD化へ）
平成27年12月	堅牢で旧態依然とした入場棟を解体し、明るく開放的な設えに改修
平成27年12月	対岸大型映像装置LED更新および915インチへサイズアップ ※平成 29 年 4 月大型映像装置下にLEDリボン設置
平成28年12月	全天候型のイベントステージおよび観覧テラスデッキを新設
平成29年 4 月	バスシェルターの改修



915インチの対岸大型映像装置



全天候型のイベントステージ

視察日はボートレーサーによるトークショーが行われていた。

5 外向発売所（ボートレース平和島劇場）

開設日：平成22年1月31日

発売日数：365日（平成29年度）

発売レース：1日最大発売場数 12場

発売時間：午前10時から午後9時まで

6 ビッグレース獲得のための取り組み

SG競走やプレミアムGI競走の開催場の選定にあたっては、①売上成績が良好であること②施設の整備が充分であること③競走運営成績が良好であること④業界への貢献度が高いことなどが基準であると聞いているため、次の取り組みを積極的に行っている。

- (1) 本場の売上を上げること。
- (2) 正面やイベントステージなど施設改修に段階的に取り組むこと。
- (3) イベントやファンサービスの拡充に積極的取り組み、新規顧客の掘り起こしや既存顧客の満足度を向上させること。
- (4) 本場の活性化に向けた取り組みを積極的に進めること。



総務企画委員会の委員（ボートレース平和島入場棟前）

【視察を終えて】

ボートレースチケットショップ大郷は開設から20年を経過しようとしているが、施設会社の努力もあって計画的な改修が行われており、施設をととても大事にして運営されているといった印象であった。しかしながら、今後、空調設備等の大規模改修が予定されているなど、老朽化する施設の維持メンテナンスには経費が必要であり、お客様に綺麗で快適な空間を提供するために、いかに計画的にお金をかけて施設改善ができるかが課題であると感じた。また、様々なファン獲得のイベントやサービスに取り組み営業努力されているが、若い年齢層および女性ファンの獲得を図る施策や固定ファンになっていただくさらなる取り組みを、地道に行っていくことが重要であると思った。

電話投票の売上が伸びる中で、チケットショップにいかに足を運んでいただき売上に反映できるか、ハード面・ソフト面ともさらなる努力をお願いするものである。

ボートレース平和島は全国第2位の本場の売上を誇るだけあり、本場の人の多さに驚かされた。平日にもかかわらず本場と外向発売所は競艇ファンで活気に満ちあふれており、改めて本場の活性化の必要性を感じることができた。

また、新たなファン獲得の施策として、在日中国人の観戦ツアーや旅行代理店とのタイアップを行った取り組みをされており、年々増加している海外からの観光客とボートレースを結び付けられれば、売上向上につながるのではないかと感じ参考となった。

平成29年度青梅市モーターボート競走事業決算では、5億円を一般会計へ繰出すことができた。5億円以上の繰出しを行ったのは、平成20年度以来9年ぶりのことであり、関係者の皆様のご努力に感謝申し上げたい。当委員会としても引き続き売り上げ向上につながるような施策を調査研究し、競艇事業を一緒に盛り上げていきたい。

(総務企画委員長 鴨居 孝泰)

議 長 会 の 動 き

東京都市議会議長会

8月6日（月） 議会報研究会

- * 演題 「議会広報紙の文章—『伝える広報』から『伝わる広報』へ」
講師 株式会社ことのは本舗 代表取締役 小田 順子 氏

8月10日（金） 定例総会

- * 報告事項（了承）
会務報告 以下12件
- * 協議事項（原案どおり決定）
 - 1 都県提出議案について
- * その他
 - 1 平成30年度東京都市議会議長会関係役員について
 - 2 東京都市議会議長会会員及び副議長・事務局長名簿

10月17日（水） 議会運営研究会

- * 視察先 神奈川県横須賀市議会
- * 視察事項 タブレット端末とペーパーレス会議システムについて

10月19日（金） 事務局長連絡会議

- * 案件
 - 1 会務報告
 - 2 全国市議会議長会第162回建設運輸委員会の会議結果について
 - 3 第222回東京都都市計画審議会の会議結果について
 - 4 平成30年度日中友好交流事業について
 - 5 平成30年東京市町村総合事務組合議会第2回定例会の会議結果について
 - 6 平成31年度東京都市議会議長会事業計画（案）について
 - 7 平成31年度東京都市議会議長会の負担金（案）について
 - 8 平成31年度東京都市議会議長会歳入歳出予算（案）について
 - 9 平成31年度東京都市議会議長会関係役員（案）について
- * 連絡事項

- 1 11月定例総会閉会後の意見交換会について
- * その他

西多摩地区議長会

10月29日（月） 議員研修会・事務局長連絡会議・定例会議

○議員研修会

- * 演題 「地方議会に関する現状等について」

講師 全国市議会議長会 調査広報部副部長 本橋 謙治 氏

○事務局長連絡会議

- * 協議事項（了承）

- 1 定例会議の運営について
- 2 その他

○定例会議

- * 報告（了承）

会務報告について

- * 議題（原案どおり決定）

- 1 賀詞交歓会について
- 2 平成31年度の運営について
- 3 その他

各種協議会等の動き

関東地区競艇主催地議会協議会

8月14日（火） 正副会長議会事務局長会議・事務局長会議

○正副会長議会事務局長会議

* 報告事項

会務報告について 以下2件

* 協議事項

- 1 平成29年度関東地区競艇主催地議会協議会歳入歳出決算について
- 2 平成30年度の運営及び行事予定について
- 3 平成30年度関東地区競艇主催地議会協議会歳入歳出補正予算（第1号）について

* その他

- 1 関東地区競艇主催地議会協議会平成30年度役員一覧
- 2 関東地区競艇主催地議会協議会役員名簿
- 3 平成31年度関東地区競艇主催地議会協議会負担金予定額
- 4 平成29年度施行者別売上調べ
- 5 平成30年度全国競艇主催地議会協議会正副会長顧問名簿
- 6 平成30年度全国競艇主催地議会協議会の運営及び行事予定
- 7 会長（全国・関東）及び定期総会設営議会一覧

○事務局長会議

* 報告事項（了承）

会務報告について 以下2件

* 協議事項（了承）

- 1 平成29年度関東地区競艇主催地議会協議会歳入歳出決算について
- 2 平成30年度の運営及び行事予定について
- 3 平成30年度関東地区競艇主催地議会協議会歳入歳出補正予算（第1号）について

* その他

- 1 関東地区競艇主催地議会協議会平成30年度役員一覧
- 2 関東地区競艇主催地議会協議会役員名簿
- 3 平成31年度関東地区競艇主催地議会協議会負担金予定額
- 4 平成29年度施行者別売上調べ

- 5 平成30年度全国競艇主催地議会協議会正副会長顧問名簿
- 6 平成30年度全国競艇主催地議会協議会の運営及び行事予定
- 7 会長（全国・関東）及び定期総会設営議会一覧

10月4日（木） 監査会・役員会

○監査会

* 議題（了承）

- 1 平成29年度関東地区競艇主催地議会協議会歳入歳出決算について
- 2 その他

○役員会

* 報告事項（了承）

会務報告について 以下2件

* 協議事項（了承）

- 1 平成29年度関東地区競艇主催地議会協議会歳入歳出決算について
- 2 平成31年度関東地区競艇主催地議会協議会負担金について
- 3 平成30年度関東地区競艇主催地議会協議会歳入歳出補正予算（第1号）について
- 4 平成30年度の運営及び行事予定（案）について
- 5 役員会及び研修視察（案）について
- 6 その他

*その他

10月25日（木）～26日（金） 臨時総会・視察

○臨時総会

* 報告事項（了承）

会務報告について 以下2件

* 協議事項

- 1 平成29年度関東地区競艇主催地議会協議会歳入歳出決算について（原案どおり認定）

歳入	予算額	327万3847円	決算額	327万2861円
歳出	予算額	327万3847円	決算額	287万7736円
差引残額	39万5125円（翌年度へ繰り越し）			

- 2 平成31年度関東地区競艇主催地議会協議会負担金について（原案どおり決定）
青梅市議会は、13万9000円。
- 3 平成30年度関東地区競艇主催地議会協議会歳入歳出補正予算（第1号）につい

て（原案どおり決定）

歳入、歳出ともに予算額に11万4875円を減額し、補正後の予算額を238万5125円にしようとするもの。

* その他

1 平成30年度の運営及び行事予定（案）について

2 その他

(1) 関東地区競艇主催地議会協議会平成30年度役員一覧

(2) 関東地区競艇主催地議会協議会名簿

(3) 平成30年度全国競艇主催地議会協議会正副会長顧問名簿

(4) 平成30年度全国競艇主催地議会協議会の運営及び行事日程

(5) 会長（全国、関東）及び定期総会設営議会一覧表

(6) 平成31年度全国競艇主催地議会協議会分担金

○視察

* 視察先 ボートピア習志野

全国競艇主催地議会協議会

8月6日（月）～7日（火）

新旧正副会長会議・正副会長会議

○新旧正副会長会議

* 議事

1 新旧役員事務引継ぎについて

2 その他

* 競艇事業の現状について

○正副会長・顧問議会事務局長会議

* 第1回正副会長会議について

* 協議事項（了承）

1 会長代行副会長の選出について

2 第150回役員会、第132回臨時総会について

3 ブロック交付金等について

4 平成30年度の運営及び行事日程（案）について

5 その他

○第1回正副会長会議

* 報告事項（了承）

出席状況について

* 議事（了承）

- 1 会長代行副会長の選出について
- 2 第150回役員会、第132回臨時総会について
- 3 ブロック交付金等について
- 4 平成30年度の運営及び行事日程（案）について
- 5 その他

○視察

- * 視察先 ポートレースチケットショップ栄

10月1日（月） 正副会長会議・監査会・正副会長・顧問議会事務局長会議

○正副会長・顧問議会事務局長会議

* 議題（了承）

- 1 第2回正副会長会議・第82回監査会
 - (1) 運営について
 - (2) 平成29年度全国競艇主催地議会協議会歳入歳出決算について
- 2 第2回正副会長会議
 - (1) 平成30年度全国競艇主催地議会協議会歳入歳出補正予算（第1号）について
 - (2) 第150回役員会及び第132回臨時総会の運営について
- 3 その他

○ 第2回正副会長会議・第82回監査会

* 報告事項（了承）

出席状況について

* 議題（了承）

- 1 第2回正副会長会議・第82回監査会
 - (1) 座長の選出について
 - (2) 平成29年度全国競艇主催地議会協議会歳入歳出決算及び監査について
- 2 第2回正副会長会議
 - (1) 平成30年度全国競艇主催地議会協議会歳入歳出補正予算（第1号）について
 - (2) 第150回役員会、第132回臨時総会について
- 3 その他

○ 正副会長・顧問議会事務局長会議

* 議題（了承）

- 1 第3回正副会長会議、第150回役員会及び第132回臨時総会における会議内容について

2 その他

三多摩上下水及び道路建設促進協議会

8月2日（木） 第1委員会

* 現況報告

「東京都水道事業の取組について」

東京都水道局多摩水道改革推進本部 調整部経営改善課長 吉井 真理氏

* 会務報告（了承）

* 議題（原案どおり決定）

- 1 平成30年度第1委員会活動計画（案）について
- 2 陳情書（案）の提出について
- 3 その他

東京都道路整備事業推進大会

10月23日（火） 推進大会

* 意見発表

大田区、三鷹市、武蔵野商工会議所

* 大会宣言

首都東京は、日本経済の牽引役であるとともに、世界経済の中枢を担っている。その東京の道路は、都民生活や都市活動を支える根幹的な都市基盤であるが、その整備は未だ不十分であり、慢性的な交通渋滞に加え、鉄道による交通の遮断や沿道環境問題、既存道路インフラの老朽化対策等、取り組むべき喫緊の課題が山積している。

さらに、首都直下地震の発生が想定されるなか、高度防災都市の実現に向けて、防災力の向上に資する延焼遮断帯の形成や無電柱化は、早急に進めなければならない。

このような状況を打開し、東京を災害に強く魅力ある世界一の都市としていくためには、最大の弱点である交通渋滞を早急に解消し、地域活力の向上や地域環境の保全を図らなければならない。また、災害時に救援活動や物資の輸送を支え、首都の中核機能を守る役割を果たす東京外かく環状道路をはじめとする幹線道路ネッ

トワークの整備は着実に推進する必要がある。あわせて、連続立体交差事業や無電柱化、特定整備路線の整備、沿道のまちづくりと一体となった道路整備、緑豊かで安全な歩道・自転車走行空間の整備、バリアフリー化、通学路の交通安全対策等の推進も必要不可欠である。

さらに、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会を控え、安全で円滑な移動を確保していかなければならない。

これらの施策を実現するためには、必要な財源を安定して確保し、集中的に投入することが極めて重要である。

東京の全ての区市町村は、ここに第29回東京都道路整備事業推進大会を開催し、その総意をもって国会及び政府並びに東京都に対して、その推進を提案し要求するものである。

* 大会決議

東京の道路整備の推進は、最大の弱点である慢性的な交通渋滞を解消し、交通、物流の円滑化により、日本経済を活性化させるとともに、災害時の救援活動や緊急物資輸送を支え、都民生活の安全安心を確保する等、大きなストック効果をもたらすものであり、極めて重要である。また、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会を2年後に控えており、開催時の円滑な移動を提供する上でも道路整備は重要な役割を担っている。これらの目的の実現に向けて次の施策を推進するため、道路整備の役割を適切に評価し、真に必要な事業に対する財源を安定的、継続的に確保すること。

- 一 東京外かく環状道路や直轄国道をはじめとする幹線道路ネットワークの整備を推進すること。
- 一 安全で円滑な道路交通を図るため、連続立体交差事業及び新交通等の整備を推進すること。
- 一 多摩川等の橋梁整備や開かずの踏切対策及び交差点改良等、ボトルネック対策を推進すること。
- 一 高度防災都市の実現に向け、木造住宅密集地域において、延焼遮断等に大きな効果がある特定整備路線の整備を推進するとともに、都内全域で無電柱化を一層推進すること。
- 一 区市町村施行の道路整備及び道路インフラの老朽化対策等に対する技術的・財政的支援を着実にを行うこと。
- 一 歩道・自転車走行空間の整備、バリアフリー化及び通学路等の交通安全対策を推進すること。

- 一 土地区画整理事業や市街地再開発事業、沿道一体整備事業による道路整備を推進すること。
- 一 高速道路の供用中区間における付加車線設置等の渋滞対策により、利便性向上を図ること。
- 一 道路関係予算について、平成31年度要求額を満額措置するとともに、30年度補正予算を早期に編成し、必要額を確保すること。
- 一 地方創生推進のために真に必要な道路整備については、補助率等を拡充すること。

決議する。

青梅市議会新着図書目録

分類番号	書名	著者(編者)	発行所	発行年	判型
019	青梅市子ども読書活動推進事業報告書 平成 29(2017)年度	青梅市中央図書館	青 梅 市	30	A4
288	皇室 Our Imperial Family(第 79 号) 平成 30 年夏号	日本文化興隆財団	扶 桑 社	30	A4 変形
318	青梅市例規類集(平成 30 年度版)第1巻	青 梅 市 総務部文書法制課	青 梅 市	30	A4
318	青梅市例規類集(平成 30 年度版)第2巻	青 梅 市 総務部文書法制課	青 梅 市	30	A4
318	自治体議会改革講義	高 沖 秀 宣	東京法令出版	30	A5
318	2020 年施行対応版! Q&A 地方公務員 の会計年度任用職員制度	鵜 養 幸 雄	ぎょうせい	30	A5
324	プレップ民法(第5版)	米 倉 明	弘 文 堂	30	B6
324	民法(全)	潮 見 佳 男	有 斐 閣	29	A5
335	図解地方公営企業法 第3版	細 谷 芳 郎	第 一 法 規	30	A5
336	「働き方改革法」の実務	川 嶋 英 明	日 本 法 令	30	A5
349	市税概要 平成 30 年度版	青梅市市民部	青 梅 市	30	A4
349	今こそ知りたい! ふるさと納税、ホントの ところ	須 永 珠 代	実業之日本社	30	A4
370	青梅市学校教育要覧(平成 30 年度)	—	青梅市教育委員会	30	A4

分類番号	書名	著者(编者)	発行所	発行年	判型
373	平成 28 年度青梅市教育委員会の事務 点検評価(平成 27 年度分事業対象) 報告書	青梅市教育委員会 教育部教育総務課	青梅市教育委員会	28	A4
373	平成 29 年度青梅市教育委員会の事務 点検評価(平成 28 年度分事業対象) 報告書	青梅市教育委員会 教育部教育総務課	青梅市教育委員会	29	A4
373	平成 30 年度青梅市教育委員会の事務 点検評価(平成 29 年度分事業対象) 報告書	青梅市教育委員会 教育部教育総務課	青梅市教育委員会	30	A4
498	病院年報 平成 29 年度版	青梅市立総合病院	青梅市立総合病院	30	A4
498	事業概要 平成 30 年版	東京都 西多摩保健所	東京都 西多摩保健所	30	A4
518	多摩地域ごみ実態調査 平成 29 年度統計	東京市町村 自治調査会	東京市町村 自治調査会	30	A4
518	多摩地域ごみ実態調査 平成 29 年度統計概要	東京市町村 自治調査会	東京市町村 自治調査会	30	A4
518	縮小まちづくり —成功と失敗の分かれ目—	米山秀隆	時事通信社	30	A5
519	青梅ひとと生き物イキイキプラン ～青梅市生物多様性地域戦略～	青梅市 環境部環境政策課	青梅市	30	A4
689	—育て、磨き、輝かせる—インバウンドの 消費促進と地域経済活性化	公益財団法人 日本交通公社	ぎょうせい	30	A5



要綱・要領等の制定、改廃の状況

＜平成30年8月～11月1日現在＞

件名	区分	所管
青梅市における受益者負担と公費負担のあり方に関する指針	改正	財政課
公共工事にかかる入札結果等の公表に関する要綱	改正	総務契約課
青梅市工事請負契約最低制限価格設定要領	改正	〃
災害被害者に対する市税の減免措置要領	改正	市民税課
青梅市市税口座振替・自動払込収納事務取扱要綱	改正	収納課
青梅市介護保険料口座振替・自動払込収納事務取扱要綱	改正	〃
青梅市後期高齢者医療保険料口座振替・自動払込収納事務取扱要綱	改正	〃
青梅市雑がみ収集啓発袋広告掲載取扱基準	制定	清掃リサイクル課
青梅市廃棄物処理手数料（し尿処理手数料）口座振替・自動払込収納事務取扱要綱	改正	〃
青梅市水洗便所改造資金償還金口座振替取扱要領	改正	下水管理課
青梅都市計画下水道事業受益者負担金口座振替取扱要領	改正	〃
青梅市生活困窮者家計相談支援事業実施要綱	改正	生活福祉課
青梅市生活困窮世帯学習支援事業実施要綱	改正	〃
青梅市介護保険サービス提供事業者による生計困難者等利用者負担額軽減制度事業実施要綱	改正	高齢介護課
青梅市介護保険サービス提供事業者による生計困難者等利用者負担額軽減制度事業補助金交付要綱	改正	〃
青梅市介護保険事業者における事故発生時の報告に関する取扱要綱	改正	〃
青梅市介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱①	改正	〃
青梅市介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱②	改正	〃
青梅市障害者ホームヘルプサービス利用者助成事業実施要綱	改正	〃

件 名	区 分	所 管
青梅市産後ケア事業実施要綱	制 定	健 康 課
青梅市学童保育所育成料等保護者負担金口座振替取扱要領	改 正	子育て推進課
青梅市私立幼稚園等園児の保護者に対する補助金交付要綱	改 正	〃
青梅市森と自然を活用した保育推進事業補助金交付要綱	制 定	〃
青梅市特定教育・保育施設および特定地域型保育事業利用者負担金口座振替・自動払込収納事務取扱要領	改 正	〃
青梅市農業次世代人材投資資金交付要綱	改 正	農 林 水 産 課
青梅市におけるサービス付き高齢者向け住宅整備事業に際し事業者を求める基準	制 定	住 宅 課
青梅市営住宅使用料口座振替取扱要領	改 正	〃
青梅市住宅マスタープラン検討委員会設置要綱	制 定	〃
青梅市住宅マスタープラン策定業務委託プロポーザル選定委員会設置要綱	制 定	〃
青梅市住宅マスタープラン策定懇談会の市民委員選考基準	制 定	〃
青梅市住宅マスタープラン策定懇談会の市民委員募集要領	制 定	〃
青梅市住宅マスタープラン策定懇談会設置要綱	制 定	〃
青梅市における東京都サービス付き高齢者向け住宅整備事業の補助に際し事業者を求める基準	廃 止	〃
青梅市立総合病院医薬品等の臨床試験実施要綱	改 正	病 院 管 理 課
青梅市文化交流センター内カフェ事業者選定委員会設置要綱	制 定	社 会 教 育 課

制定された要綱・要領

青梅市雑がみ収集啓発袋広告掲載取扱基準

1 目的

この基準は、青梅市有料広告掲載取扱要綱（平成18年10月1日実施。以下「要綱」という。）の規定にもとづき、青梅市が青梅市民に雑がみを資源ごみとして排出してもらうように啓発するために作成する収集袋（以下「雑がみ収集啓発袋」という。）への広告掲載に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

2 定義

この基準において、「広告」とは、要綱第7項の規定により雑がみ収集啓発袋への広告掲載の決定を受けた者（以下「広告主」という。）が指定する広告をいう。

3 管理者

広告の管理者は、清掃リサイクル課長（以下「管理者」という。）とし、次の事務を行うものとする。

- (1) 広告の掲載を希望する者（以下「広告掲載希望者」という。）の募集に関すること。
- (2) 広告の掲載料に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、広告の管理に関すること。

4 規格

広告の規格は、次のとおりとする。

- (1) サイズ 縦69ミリ×横74ミリ
- (2) 色 単色
- (3) 提出形式 EPS形式またはJPEG形式

5 掲載枠数、位置等

- (1) 広告数は8枠（表面4枠、裏面4枠）とし、掲載位置は雑がみ収集啓発袋の表面、裏面（袋の底部分が折り返される面）それぞれの下段部分の管理者が指定する箇所とする。
- (2) 各面において、同一の広告掲載希望者が広告を掲載することができる枠数は、それぞれ1枠とする。ただし、広告掲載希望者が募集する広告数に満たないときは、この限りでない。

6 掲載料

1枠につき40,000円

7 広告掲載の申込みおよび決定

- (1) 広告掲載希望者は、青梅市長（以下「市長」という。）が指定する日までに、青梅市雑がみ収集啓発袋広告掲載申込書（別記様式）に広告図案を添えて市長に提出するものとする。
- (2) 要綱第6項第2号に該当しない者の広告で、要綱第3項各号に該当しない広告にかかる広告掲載希望者が複数いる場合、広告の掲載は、申込みの順により決定する。

8 広告の内容に関する協議

市長は、雑がみ収集啓発袋に掲載するデザインとの整合性を図るため、広告の色、表現や文章などの変更を広告主と協議することができるものとする。

9 広告主の届出義務等

広告主は、広告を変更しようとするときは速やかに市長に届け出なければならない。また、広告掲載を中止しようとするときも同様とする。

10 掲載の決定の取消しおよび中止

- (1) 市長は、要綱第10項に定めるもののほか、次のいずれかに該当する場合は、広告掲載の決定の取消しまたは中止をすることができる。この場合において、既納の掲載料は還付しない。

ア 広告主から前項の規定による広告の掲載を中止する旨の届出があったとき。

イ 前記アに掲げるもののほか、広告掲載の決定の取消しまたは中止をする必要があると市長が認めたとき。

- (2) 前号の規定により広告掲載の決定の取消しまたは中止をしたときは、市長は広告主に通知するものとする。

11 委任

この基準に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

12 実施期日

この基準は、平成30年10月1日から実施し、平成31年3月31日にその効力を失うものとする。

青梅市産後ケア事業実施要綱

1 目的

この要綱は、産後において家族等の援助が受けられず支援を必要とする産婦および乳児(以下「母子」という。)に対して、心身のケア、育児の支援その他母子の健康の維持および増進に必要な支援を行う事業(以下「産後ケア事業」という。)を実施することにより、母親の育児に関する負担感の軽減を図り、安心して育児に取り組める環境を整えることを目的とする。

2 産後ケア事業

産後ケア事業は、次に掲げるサービスを行う事業とする。

- (1) 日帰り型(デイケア)事業 青梅市(以下「市」という。)の施設その他青梅市長(以下「市長」という。)が認める医療機関等の施設において、心身のケア、育児の支援その他母子の健康の維持および増進に必要な支援を行うとともに、休養の機会を提供すること。
- (2) 訪問型事業 産後における母子に対する支援に関する専門家が、母子の居宅を訪問し、心身のケア、育児の支援その他母子の健康の維持および増進に必要な支援を行うこと。

3 産後ケア事業の内容

産後ケア事業の内容は、次に掲げるとおりとする。この場合において、日帰り型(デイケア)事業には、利用期間中の食事の提供を含むものとする。

- (1) 母体の休養および体力回復、心理的ケア
- (2) 母体のケア、療養上の世話
- (3) 母親の食事(日帰り型(デイケア)事業は、昼食および新生児または乳児のミルク等の提供も含む。)
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が母体の回復、育児指導等に関し必要と認めるもの

4 対象者

- (1) 産後ケア事業の対象者は、市の区域内に住所を有する母子で、次のアからウまでのいずれかに該当し、産婦に対する支援プランの作成をしたものとする。ただし、市長が特に支援を必要と認めるときは、この限りでない。

ア 産後に心身の不調がある者

イ 育児不安等があり、具体的な指導および助言が必要な者

ウ 家族等から産後の援助を受けられない者

- (2) 前号の規定にかかわらず、次に掲げる者を対象者から除くものとする。

ア 母子のいずれかが感染性疾患にり患し、または感染が強く疑われる者

イ 母子のいずれかが医療による治療が必要と認められる者（主治医が産後ケア事業の利用を許可した場合を除く。）

5 利用期間

(1) 産後ケア事業を利用できる期間（以下「利用期間」という。）は、産後4日目から4月を経過する日までとする。ただし、当該子が治療のため出生後から継続して入院を要した期間がある場合における利用期間は、当該子の出産予定日または当該子の出産日に当該入院日数を加えた日のいずれか遅い方の日を起算日として4月を経過する日までとする。

(2) 前号の規定にかかわらず、市長が特に必要と認めるときは、利用期間を産後6か月を経過する日までの間で、市長が認める期間とすることができる。

6 事業の委託

市長は、適切に事業を実施できると認められる医療機関等（以下「サービス提供事業者」という。）に本事業を委託して実施する。ただし、事業の利用承認および利用する事業内容の決定等は、除くものとする。

7 利用の申請

産後ケア事業の利用を希望する者（以下「申請者」という。）は、青梅市産後ケア事業利用申請書（様式第1号）により、市長に申請するものとする。

8 利用の承認の決定

市長は、前項の規定による申請があったときは、内容を審査し、産後ケア事業の利用の承認または不承認を決定する。

(1) 市長は、産後ケア事業の利用を承認したときは、青梅市産後ケア事業利用承認通知書（様式第2号）により申請者に通知するとともに、サービス提供事業者にその旨を通知する。

(2) 市長は、産後ケア事業の利用を承認しないときは、青梅市産後ケア事業利用不承認通知書（様式第3号）により申請者に通知する。

9 利用承認の変更および中止

(1) 前項第1号に規定する利用の承認（以下「利用承認」という。）を受けた者（以下「利用者」という。）は、利用承認を受けた内容を変更しようとするとき、または産後ケア事業の利用を中止するときは、青梅市産後ケア事業利用変更（中止）申請書（様式第4号）により、市長に申請するものとする。

(2) 前号の規定にかかわらず、市長がやむを得ない事情があると認めるときは、利用者は口頭で変更または中止を申し出ることができる。この場合において、当該申し出た者は、事後に速やかに関係書類を市長に提出するものとする。

(3) サービス提供事業者は、次に掲げる事由が生じたときは、市長にその旨を通知し、対応について協議するものとする。

ア 利用者から産後ケア事業の利用内容を変更したい旨の申出があったとき。

イ 利用者から産後ケア事業の利用を取り止めたい旨の申出があったとき。

ウ 母子の健康状態その他の理由により、産後ケア事業を利用させることが困難であると認めるとき。

(4) 市長は、第1号の規定による申請があった場合において、利用承認の内容の変更または中止を承認したときは、青梅市産後ケア事業利用変更（中止）承認通知書（様式第5号）により利用者に通知するとともに、サービス提供事業者はその旨を通知する。

10 利用承認の取消し

(1) 市長は、次のアからエまでのいずれかに該当するときは、利用承認を取り消すことができる。

ア 利用者が偽りその他不正な手段により利用承認を受けたとき。

イ 利用者が第3項に規定する要件に該当しなくなったとき。

ウ 前号の規定による協議があったとき。

エ 前記アからウまでに掲げるもののほか、市長が特に必要と認めるとき。

(2) 市長は、前号の規定により利用承認を取り消したときは、青梅市産後ケア事業利用承認取消通知書（様式第6号）により利用者に通知するとともに、サービス提供事業者はその旨を通知する。

11 利用可能回数および時間

(1) 利用承認を受けた期間において、利用承認を受けた事業を利用することができる回数および時間は、次の表に定めるとおりとする。

利用事業	回数	時間
日帰り型（デイケア）事業	5回（多胎の場合は7回）	1回の利用つき午前10時から午後4時までの間において、6時間までとする。
訪問型事業	5回（多胎の場合は7回）	1回の利用につき午前10時から午後4時までの間において、1回3時間までとする。

(2) 前号の規定にかかわらず、市長は、母子の状況等により必要があると認めるときは、必要最小限の範囲内において、同号に定める回数または時間を超えて利用させることができる。

12 利用者負担額

利用者は、産後ケア事業を利用するときは、利用を開始する前に産後ケア事業の実施に要する経費のうち、別表に定める金額（以下「利用者負担額」という。）を、サービス提供事業者を支払うものとする。

13 利用者負担額の免除

(1) 市長は、利用者が次のアからウまでのいずれかに該当するときは、利用者負担額の支払を免除することができる。

ア 生活保護法（昭和25年法律第144号）にもとづく保護を受けている世帯に属する者

イ 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）にもとづく支援給付を受けている世帯に属する者

ウ 市町村民税非課税の世帯に属する者

(2) 利用者負担額の免除を希望する者は、前号アからウまでのいずれかに該当することを証する書類を添付して市長に申請するものとする。ただし、市長は、当該申請者の同意を得て市が保有する公簿等により確認することができるときは、当該書類の添付を省略させることができる。

14 実績等の報告

(1) サービス提供事業者は、産後ケア事業の利用があった月の翌月10日まで（この日が閉庁日であったときは10日を超えた次の開庁日まで）に産後ケア事業の実績について、市長に報告しなければならない。

(2) サービス提供事業者は、産後ケア事業の実施に際して、事故が生じたときその他産後ケア事業の実施に支障を及ぼすおそれがある事態が生じたときは、遅滞なくその旨を市長に報告しなければならない。

15 個人情報の保護

サービス提供事業者は、産後ケア事業の実施に際して把握した利用者の個人情報の取扱いに十分留意するとともに、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）および青梅市個人情報保護条例（平成9年条例第30号）その他関係法令等の趣旨に従い、適切にこれを行うものとする。

16 その他

この要綱に定めるもののほか、事業の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

17 実施期日

この要綱は、平成30年10月15日から実施する。

別表（第12項関係）

事業	金額
日帰り型（デイケア）事業（1回）	3,000円
訪問型事業（1回）	1,000円

青梅市森と自然を活用した保育推進事業補助金交付要綱

1 趣旨

この要綱は、保育所等における森林・里山・自然公園等の自然環境を活用した園外活動の実施に要する費用の一部を予算の範囲内で補助することについて必要な事項を定め、もって保育の質の向上を促進し、子供の「生きる力」を育むことを目的とする。

2 補助対象施設等

補助金の交付対象となる保育所等は、国、地方公共団体以外の者（以下「事業者」という。）が青梅市の区域内に設置し、または区域内で実施する次のいずれかに掲げる施設または事業とする。

(1) 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第31条の規定により青梅市の確認を受け、適正な運営が確保されている、次のいずれか該当する施設

ア 児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第39条第1項に規定する保育所

イ 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第6項に規定する認定こども園

(2) 子ども・子育て支援法第43条の規定により青梅市の確認を受け、適正な運営が確保されている、次のいずれかに該当する事業

ア 法第6条の3第9項に規定する家庭的保育事業

イ 法第6条の3第10項に規定する小規模保育事業

ウ 法第6条の3第12項に規定する事業所内保育事業

3 補助対象事業

補助金の交付対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、事業者が保育所等において当該年度内に実施する次のいずれかに分類される園外活動とする。

(1) 森林、里山、自然公園等の自然環境における外遊び

(2) 動植物等の観察、採集活動等

(3) 農業等の体験活動

4 補助対象経費

補助金の対象経費は、第3項に規定する補助事業を実施するために、第6項に規定する事業実施計画書に明示される範囲内において事業者が支出する経費で、別表の1に定めるものとする。

5 補助金の交付額

補助金の交付額は、別表の2に定める補助基準額と前項に規定する補助対象経費の実支出額から寄付金その他の収入額を差し引いた額とを比較して、いずれか少ない方の額とする。ただし、1,000円未満は、切り捨てるものとする。

6 交付申請

補助金の交付を受けようとする事業者は、青梅市森と自然を活用した保育推進事業補助金交付申請書（様式第1号）に事業実施計画書を添えて市長に提出しなければならない。

7 交付決定

市長は、前項の規定による提出があったときは、申請書および事業実施計画書の内容を審査の上、速やかに補助金交付の可否について決定し、青梅市森と自然を活用した保育推進事業補助金交付（不交付・変更）決定通知書（様式第2号）により当該事業者にその旨を通知するものとする。この場合において、補助金の交付決定には、次項から第13項までおよび第15項から第20項までに規定する事項を補助条件として付すものとする。

8 事情変更による決定の取消し等

この補助金の交付決定後の事情変更により特別の必要が生じたときは、市長は、この決定の全部または一部を取り消し、またはこの決定の内容もしくはこれに付した条件を変更することができる。

9 申請内容の変更等

(1) 事業者は、前項の規定により補助金の交付決定を受けた後に、次のいずれかに該当するときは、青梅市森と自然を活用した保育推進事業補助金（変更・中止・廃止）承認申請書（様式第3号）により、あらかじめ市長の承認を得なければならない。ただし、アおよびイに掲げる事項のうち、軽微なものについては報告をもって代えることができる。

ア 補助事業に要する経費の配分を変更しようとするとき。

イ 補助事業の内容を変更しようとするとき。

ウ 補助事業を中止し、または廃止しようとするとき。

(2) 市長は、前項に規定する申請書の内容について審査し、これを適当と認めるときは、青梅市森と自然を活用した保育推進事業補助金（変更・中止・廃止）承認

書（様式第4号）により当該事業者はその旨を通知するものとする。

10 事故報告等

事業者は、補助事業が予定の期間内に完了しないとき、または補助事業の遂行が困難となったときは、速やかにその理由およびその他必要な事項を書面により、市長に報告し、その指示を受けなければならない。

11 状況報告

市長は、補助事業の円滑適正な執行を図るため、事業者に対しその遂行の状況に関し報告を求めることができる。

12 補助事業の遂行命令等

(1) 市長は、前2項の規定による報告、地方自治法（昭和22年法律第67号）第221条第2項による調査等により、補助事業が補助金の交付決定の内容またはこれに付した条件に従って遂行されていないと認めるときは、事業者に対しこれらに従って当該補助事業を遂行すべきことを命ずるものとする。

(2) 市長は、事業者が前号の規定による命令に違反したときは、当該事業者に対し、補助事業の一部停止を命ずることができる。

13 実績報告

第7項の規定による交付決定を受けた事業者は、補助事業が完了したとき、補助金の交付決定にかかる会計年度が終了したとき、または第9項各号の規定により補助事業の廃止の承認を申請し、その承認を得たときは、速やかに青梅市森と自然を活用した保育推進事業補助金実績報告書（様式第5号）を次の各号に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

(1) 事業実績明細書

(2) 対象経費の領収書の写し

14 補助金の額の確定

市長は、前項の規定により実績報告書の提出があったときには、その内容を審査し、当該報告にかかる補助事業の成果が補助金の交付決定の内容およびこれに付した条件に適合していると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、青梅市森と自然を活用した保育推進事業補助金額確定通知書（様式第6号）により当該事業者に通知するものとする。

15 是正のための措置

(1) 市長は、前項の規定による審査の結果、補助事業の成果が補助金の交付決定の内容およびこれに付した条件に適合しないと認めるときは、当該事業者に対し、当該補助事業につき、これに適合させるための措置をとることを命ずることができる。

(2) 第13項の規定は、前号の規定による命令により必要な措置をしたときにおいても、これを行わなければならない。

16 補助金の支払等

(1) 前項の規定による補助金の額の確定通知を受領した事業者は、速やかに当該補助金にかかる請求書を市長に提出しなければならない。

(2) 市長は、前号に規定する請求書の提出を受けたときは、速やかに補助金を交付するものとする。

17 消費税仕入控除税額の取扱い

(1) 補助事業完了後に消費税および地方消費税の申告によりこの補助金にかかる消費税および地方消費税にかかる仕入控除税額が確定したときには、事業者は青梅市消費税および地方消費税にかかる仕入控除税額報告書（様式第7号）を速やかに市長に提出しなければならない。

(2) 市長は、前号の規定による報告があったときは、その内容を審査の上、必要があると認める場合は、当該仕入控除税額の全部または一部を市に納付させるものとする。

18 決定の取消し

市長は、事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定の全部または一部を取り消すことができる。

(1) 偽りその他の不正の手段により補助金の交付を受けたとき。

(2) 補助金を他の用途に使用したとき。

(3) 補助金の交付決定の内容またはこれに付した条件その他法令に違反したとき。

19 補助金の返還

市長は、前項の規定により、補助金の交付決定の全部または一部を取り消した場合において、補助事業の当該取消しにかかる部分に関し、すでに補助金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

20 書類の整備保管

事業者は、事業にかかる収入および支出を明らかにした帳簿を整え、当該収入および支出について証拠書類を整理し、当該帳簿および証拠書類を補助金の額の確定の日（事業の中止または廃止の承認を受けたときには、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しておかななければならない。

21 その他必要事項

この要綱に定めるもののほか必要な事項は、青梅市補助金等交付規則（昭和41年規則第16号）の定めるところによるほか、市長が別に定める。

22 実施期日等

- (1) この要綱は、平成30年10月9日から実施し、同年4月1日から適用する。
ただし、平成31年4月1日にその効力を失うものとする。
- (2) この要綱の失効前に、この要綱にもとづき交付された補助金に関して、この要綱の失効後に必要となる補助金の返還等の手続に関しては、なお従前の例によるものとする。

別表（第4項、第5項関係）

1 補助対象経費	第3項に規定する補助事業の実施にかかる報酬、給料、手当、共済費、賃金、報償費、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料および賃借料、備品購入費等の単年度の経費（消費税および地方消費税を含む。）
2 補助基準額	1施設当たり年額50,000円

**青梅市におけるサービス付き高齢者向け
住宅整備事業に際し事業者を求める基準**

1 目的

この基準は、青梅市の区域内（以下「市内」という。）において、高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成13年法律第26号）第5条第1項に規定されるサービス付き高齢者向け住宅（以下「住宅」という。）を整備しようとする事業者が、国および東京都またはそのいずれか一方の補助を受けるに当たり、青梅市（以下「市」という。）が事業者を求める基準について定めることを目的とする。

2 市が事業者を求める基準

市内に住宅を整備する際に、市が事業者を求める基準は、次のとおりとする。

(1) 戸数

国および東京都の意見照会に対し整備を認める戸数は、平成31年度までの間に65戸とし、第7期青梅市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画の日常生活圏域の第一地区および第三地区ごとにおおむね30戸とする。

(2) 立地

高齢者が公共交通機関および生活利便施設等を利用しやすい立地であること。

(3) 連携

入居者の医療処置や重度化に対応した医療、介護サービス提供に対する適切な

連携が図られていること。また、入居者の求めに応じて、併設または近接する医療機関、介護事業所からサービスの提供を受けることができること。

(4) まちづくりとの整合

都市計画マスタープラン等の市のまちづくりの方針との整合が図られていること。

(5) 入居者募集方法

住宅への入居者は、青梅市民（以下「市民」という。）を優先入居させるよう努めること。

(6) 状況報告

市から要求があった場合は、入居者数等の状況を市に報告すること。

(7) 住民説明

住宅の建設に当たっては、着工前に説明会等を開催し、近隣住民に対し住宅の概要、工事期間、竣工時期、入居者数、地域住民へのサービス内容、交流スペースの提供等について十分な説明を行い、理解を得ること。

(8) 自治会加入

地域住民との交流のため、住宅内の交流スペース等を開放するよう努めるとともに、計画している内容を具体的に示すこと。また、災害時等に地域の協力が得られるよう、入居者が当該地域の自治会に加入するよう勧めること。

(9) 医療等サービスの選択

入居者が、連携（併設または近接）する医療、介護サービス事業者以外の医療、介護サービスを利用する場合、自由に選択することを妨げないこと。

(10) 工事請負事業者

住宅の建設に当たり、工事請負事業者については、市内に本店を有する事業者に依頼するよう努めること。また、市の区域外の事業者に依頼する場合、下請け事業者について、市内事業者の積極的な活用を図ること。

(11) 人員の雇用

住宅の管理、運営において、人員を雇用する場合は、市民を優先的に採用すること。

(12) 住宅管理事業者

住宅および付帯設備の維持管理において、業務委託契約または工事請負契約を締結する場合は、市内に所在する事業者を優先的に採用すること。

(13) 住宅の景観等

住宅および付帯する建築物は、健全な地域社会の形成に資するよう考慮するとともに、環境や景観に配慮して整備するものとし、事前に市の景観担当課に

相談すること。

(14) 事業者の変更

事業者の変更が生じた場合は、引き続き基準を遵守するよう引き継ぐこと。

3 委任

この基準に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

4 実施期日

この基準は、平成30年9月27日から実施し、同年4月1日から適用する。

青梅市住宅マスタープラン検討委員会設置要綱

1 設置

青梅市住宅マスタープランの策定に当たり、必要な事項について検討を行うため、青梅市住宅マスタープラン検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

2 所掌事項

委員会は、次に掲げる事項について所掌する。

- (1) 青梅市住宅マスタープランの策定に関すること。
- (2) その他必要な事項に関すること。

3 組織

- (1) 委員会は、それぞれ次の職にある者をもって組織する。

ア 委員長 都市整備部長

イ 副委員長 住宅課長

ウ 委員 防災課長、高齢介護課長、障がい者福祉課長、子ども家庭支援課長および都市計画課長

- (2) 前号の規定にかかわらず、委員長は、必要と認める者を臨時委員として委員会に出席させることができる。

4 委員長、副委員長の職務および代理

- (1) 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- (2) 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

5 会議

委員会の会議は、必要に応じて委員長が招集し、委員長が議長となる。

6 部会

- (1) 委員会は、必要に応じて、委員および委員以外の者を構成員とする部会を置く

ことができる。

(2) 部会の設置および運営に関し必要な事項は、委員会が定める。

7 庶務

委員会の庶務は、住宅担当課において処理する。

8 その他

この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会が定める。

9 実施期日

この要綱は、平成30年8月29日から実施し、平成32年3月31日をもって廃止する。

青梅市住宅マスタープラン策定業務委託 プロポーザル選定委員会設置要綱

1 設置

青梅市住宅マスタープランを策定するに当たり、その策定支援業務の履行に最も適した者の選定を厳正かつ公正に行うため、青梅市住宅マスタープラン策定業務委託プロポーザル選定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

2 所掌事項

委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 実施方法をまとめた実施要領の決定に関すること。
- (2) 企画提案書等の審査および契約の相手方となる候補者の選定に関すること。

3 組織

委員会は、それぞれ次の職にある者をもって組織する。

- (1) 委員長 都市整備部長
- (2) 副委員長 住宅課長
- (3) 委員 防災課長、高齢介護課長、障がい者福祉課長、子ども家庭支援課長
および都市計画課長

4 委員長、副委員長の職務および代理

- (1) 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- (2) 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

5 会議

委員会の会議は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

6 意見の聴取等

委員会は、必要があると認めたときは、委員以外の職員の出席を求めて意見を聴き、または資料の提出を求めることができる。

7 報告

委員長は、委員会で選定した結果をまとめ、青梅市長（以下「市長」という。）に報告する。

8 庶務

委員会の庶務は、住宅担当課において処理する。

9 その他

この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会が定める。

10 実施期日等

この要綱は、平成30年8月29日から実施し、第7項の規定にもとづき選定した結果を市長に報告した日の翌日をもって廃止する。

青梅市住宅マスタープラン策定懇談会の市民委員選考基準

1 目的

青梅市住宅マスタープラン策定懇談会の市民委員募集要領（平成30年8月29日実施）第7項に規定する選考を行うに当たり、必要な事項を定めることを目的とする。

2 審査方法

(1) 各選考者は、応募者から提出された作文により次の事項について、市民委員とすることの「適・不適」の審査をそれぞれ行う。

ア 青梅市の住宅施策への熱意

イ 青梅市の住宅施策への提案

ウ 住宅施策についての理解度

エ 文章の表現・構成・字数

(2) 前号により得られた各選考者の審査結果である「適・不適」をそれぞれの項目ごとに集計する。

(3) 審査は、前号の集計による4項目のうち、1項目でも「不適」とする数が選考者の過半数を上回る場合は、その者を不合格とする。

(4) 前号に該当しない者を合格とし、その合格者が募集人数を超えた場合は、公開抽選により当選者および補欠者を決定する。

3 公開抽選

(1) 日時等

公開抽選の日時、場所等については、書類審査終了後、速やかに決定し、合格者あてに通知する。

(2) 抽選方法

ア 公開抽選は、住宅担当課が開催し、都市整備部長（以下「責任者」という。）があらかじめ指名した選考者が立ち会うものとする。

イ 抽選は、抽選器によるものとする。

ウ 抽選の実施は、責任者があらかじめ指名した選考者が行う。

エ 抽選は、合格者の受付番号を付した玉を男女別にそれぞれ抽選器に入れ、抽選器により抽出された玉の順番によって当選者を決定する。

オ 当選者に辞退等があるときのために、男女別に当選者以外を補欠者とし、抽選器により抽出された玉の順番の早い者を優先する。

4 審査結果

審査結果については公表しない。ただし、応募者本人から請求があった場合は、応募者本人の審査結果についてのみ公表できる。

5 報告

選考結果は、市長に報告する。

6 庶務

市民委員の選考に関する庶務は、住宅担当課において処理する。

7 実施期日

この基準は、平成30年9月20日から実施し、青梅市住宅マスタープラン策定懇談会設置要綱（平成30年8月29日実施）第3項にもとづく市民委員の委嘱のあった日の翌日をもって廃止する。

青梅市住宅マスタープラン策定懇談会の市民委員募集要領

1 目的

この要領は、青梅市住宅マスタープラン策定懇談会設置要綱（平成30年8月29日実施）第3項第4号に定める懇談会の委員（以下「市民委員」という。）の募集に関して、必要な事項を定めることを目的とする。

2 応募資格

市民委員に応募することのできる者は、次の各号に掲げる要件を全て満たすものとする。

- (1) 青梅市の区域内に住民登録している者
- (2) 応募の時点において満18歳以上の者
- (3) 青梅市の住宅施策やまちづくりに関心があり、平日の昼間に年間4回程度開催する青梅市住宅マスタープラン策定懇談会に出席が可能な者
- (4) 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第16条各号に該当しない者
- (5) 青梅市の他の付属機関等の委員でない者
- (6) 青梅市職員でない者

3 応募方法

市民委員に応募しようとする者（以下「応募者」という。）は、次に掲げる事項を記載した応募申込書を青梅市長に提出する。なお、提出された書類は返却しない。

- (1) 住所、氏名、年齢、性別および電話番号を記載したもの
- (2) 「青梅市の住宅施策への熱意や提案について」の作文（400字程度）

4 募集人数

募集人数は、原則として男女各1人とする。ただし、性別ごとの応募人数が、これに満たない場合は、この限りでない。

5 募集期間

募集期間は、募集開始日から起算して2週間とする。

6 選考者

市民委員を選考する者は、都市整備部長、都市計画課長および住宅課長とし、都市整備部長を責任者とする。

7 選考方法等

- (1) 一次審査は、書類審査とする。
- (2) 書類審査の結果、審査に合格した者が募集人数を超えた場合には、公開抽選により決定する。
- (3) 選考結果は、応募者宛てに書面で通知する。

8 雑則

応募者からの提出書類の保存期間は、提出のあった日に属する年度の翌年度から起算して1年とする。

9 その他

この要領に定めるもののほか、市民委員の募集に関し必要な事項は、市長が定める。

10 実施期日

この要領は、平成30年8月29日から実施し、青梅市住宅マスタープラン策定懇談会設置要綱（平成30年8月29日実施）第3項にもとづく委員の委嘱のあった日の翌日をもって廃止する。

青梅市住宅マスタープラン策定懇談会設置要綱

1 設置

青梅市住宅マスタープランの策定に当たり、必要な事項について検討を行うため、青梅市住宅マスタープラン策定懇談会（以下「懇談会」という。）を設置する。

2 所掌事項

懇談会は、次に掲げる事項について、必要な検討等を行う。

- (1) 青梅市住宅マスタープランの策定に関すること。
- (2) その他必要な事項に関すること。

3 組織

懇談会は、次に掲げる者につき、青梅市長（以下「市長」という。）が委嘱する委員10人以内をもって組織する。

- (1) 学識経験者 3人
- (2) 各種団体の推薦者 3人
- (3) 関係行政機関の職員 2人
- (4) 公募市民 2人以内

4 委員の任期

委員の任期は、第8項に規定する報告のあった日までとする。

5 会長および副会長

- (1) 懇談会に会長および副会長を置く。
- (2) 会長は、委員が互選する。
- (3) 副会長は、会長が指名する。
- (4) 会長は、懇談会を代表し、会務を総理する。
- (5) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

6 会議

懇談会の会議は、必要に応じて会長が招集し、会長が議長となる。

7 意見の聴取等

会長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求めることが

できる。

8 報告

会長は、検討の結果を市長に報告する。

9 庶務

懇談会の庶務は、住宅担当課において処理する。

10 その他

この要綱に定めるもののほか、懇談会の運営に関し必要な事項は、懇談会が別に定める。

11 実施期日等

この要綱は、平成30年8月29日から実施し、第8項に規定する報告が終了した日の翌日をもって廃止する。

青梅市文化交流センター内カフェ事業者選定委員会設置要綱

1 設置

青梅市文化交流センターにおいてカフェを経営する事業者（以下「カフェ事業者」という。）の選定を厳正かつ公正に行うため、青梅市文化交流センター内カフェ事業者選定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

2 所掌事項

委員会は、次に掲げる事項を処理する。

- (1) プロポーザル方式による事業者選定の実施方法をまとめた実施要領の決定に関すること。
- (2) カフェ事業者の選定に関すること。

3 組織

委員会は、委員5人をもって組織し、それぞれ次の職にあるものをもってこれに充てる。

- (1) 委員長
教育部長
- (2) 副委員長
社会教育課長
- (3) 委員

企画政策課、子ども家庭支援課および商工観光課に所属する職員のうちから教育部長が指名する職員各1人

4 委員長および副委員長の職務

(1) 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

(2) 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、または委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

5 会議

委員会の会議は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

6 報告

委員長は、委員会の会議で協議した結果をまとめ、青梅市長(以下「市長」という。)に報告する。

7 庶務

委員会の庶務は、社会教育課において処理する。

8 その他

この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会が定める。

9 実施期日等

この要綱は、平成30年10月18日から実施し、第6項の規定にもとづく市長への報告をした日の翌日をもって廃止する。

